秋田市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月23日

秋田市長　沼　谷　　純

秋田市条例第49号

秋田市部設置条例の一部を改正する条例

秋田市部設置条例（昭和56年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第１条企画財政部の項を次のように改める。

企画政策部

(1) 総合企画および調整に関すること。

(2) 国際交流に関すること。

(3) 情報化に関すること。

(4) 調査統計に関すること。

(5) 広報に関すること。

(6) 広聴に関すること。

第１条企画政策部の項の次に次のように加える。

財政部

(1) 予算その他の財務に関すること。

(2) 税に関すること。

(3) 公共施設等の総合調整に関すること。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。